

羽村市告示第152号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の20の規定及び児童福祉法第24条の28の規定により、次のとおり指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者を指定したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の30第2項、児童福祉法第24条の37及び羽村市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則第4条の規定により告示する。

令和8年10月1日

羽村市長 橋本 弘山



指定特定相談支援事業者

申請者	名称	株式会社 Nectar
	主たる事業所の所在地	羽村市富士見平2-13-4
事業所	名称	相談支援事業所 Amber
	所在地	羽村市小作台1-5-2 あراやしきビル402
指定年月日		令和8年10月1日
指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類		指定計画相談支援及び障害児相談支援
事業所の主たる対象者		特定無し
事業所番号		1335000319（特定相談支援事業所） 1375300108（障害児相談支援事業所）